

# オープンデータ伝道師及び オープンデータ取組支援

2022年1月26日

デジタルアーカイブ産学官フォーラム（第5回）

デジタル庁

# 目次

- 1 デジタル庁におけるオープンデータ
- 2 オープンデータ取組の全体状況
- 3 R2年度アンケート実施結果
- 4 オープンデータの意義と定義
- 5 オープンデータ伝道師

# 1 デジタル庁におけるオープンデータ

# デジタル社会の目指すビジョン

デジタル社会の目指す  
ビジョン

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合った  
サービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会

～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～

## ライフイベントに係る手続の 自動化・ワンストップ化

官民の提供するライフイベントに係る手続やサービスについて、**スマホでワンストップ**で行うことができる。

出生、就学、子育て、介護などのライフステージに合わせて必要となる手続について、時間軸に沿った**最適なタイミングでプッシュ型の通知**が受けられる。

## データ資源を活用して、 一人一人に合ったサービスを

散在する健診情報、既往症、薬歴、日々のバイタル情報等の安全・安心な連携・活用により、いつでもどこでも、**一人一人の状況に合った健康・医療・福祉サービス**が受けられる。

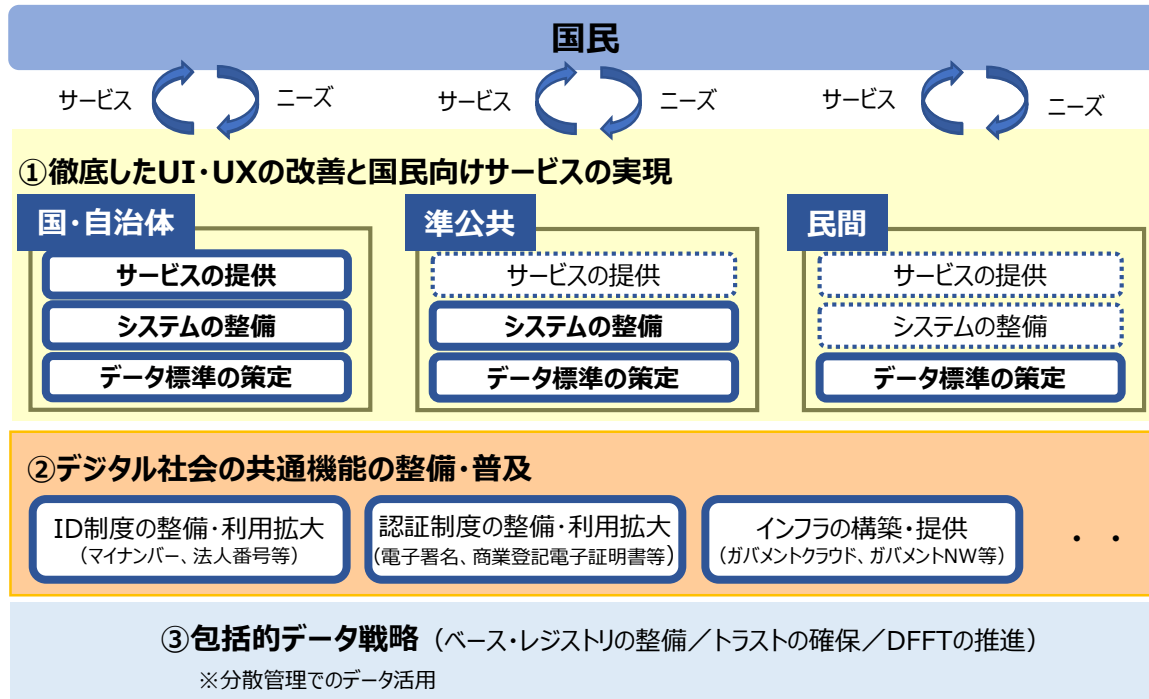
リアルタイムの移動ニーズ、鉄道・バスの運行状況、カーシェアの空き状況等の連携により、**ストレスなく移動**できる

## いつでもどこでも 自らの選択で社会に参画

子育てや介護に適した豊かな自然環境に恵まれた場所に暮らしながら、通勤することなく**デジタル空間で仕事**ができる。

自宅に居ながら、世界中の優れた教育機関の**教育プログラムの受講**や、**文化・芸術コンテンツ**を体感・創作・発信することができる。

# デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン



これらを効果的に  
実施するため、

- ④官民を挙げた  
人材の確保・育成
- ⑤新技術を活用するた  
めの調達・規制の改革

国民の利便性向上  
の前提としての、

- ⑥アクセシビリティの確保
- ⑦安全・安心の確保

⑧研究開発・実証の推  
進

- ⑨計画の検証・評価

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービス  
を選ぶことができ、多様な幸せが実現出来る社会

誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化

※デジタルを意識しないデジタル社会

# 包括的データ戦略の概要 (令和3年6月18日閣議決定)

## ■ 2020年末にデータ戦略タスクフォースとりまとめで示された課題について実装に向けた検討項目を整理

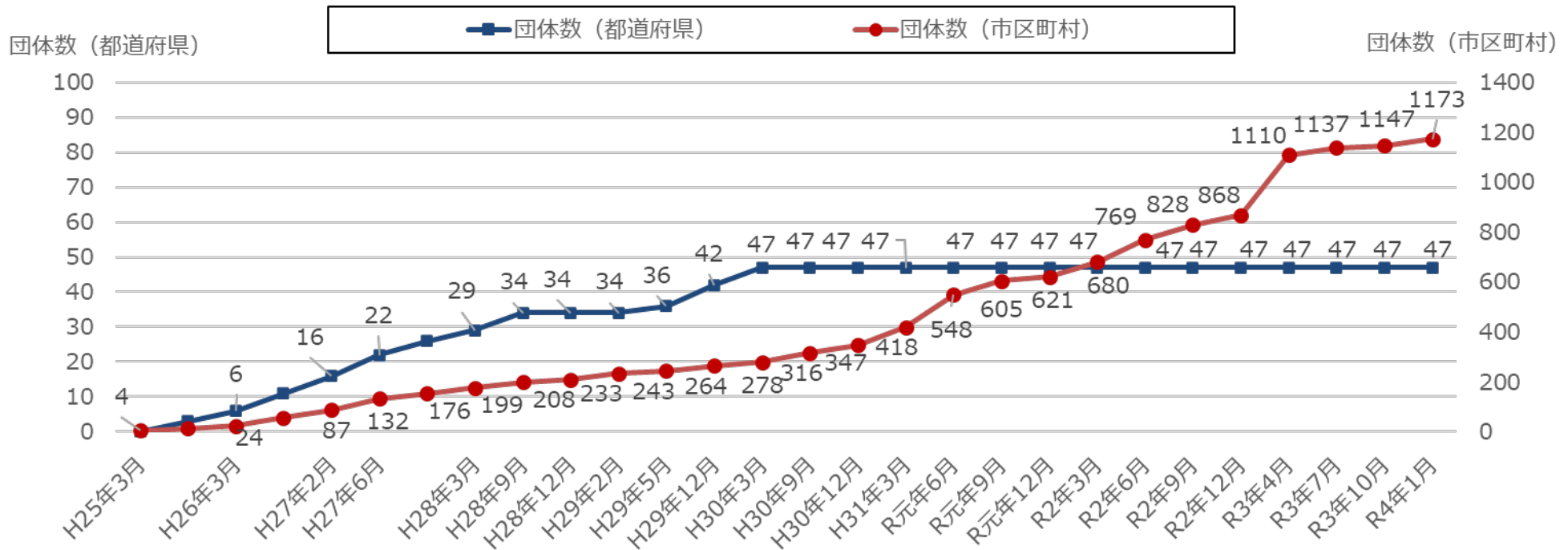
		ビジョン	現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会	
データ戦略のアーキテクチャ		第一次取りまとめ	包括的データ戦略 検討項目	
人材・セキュリティ	戦略・政策	データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ活用原則 (①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する)</li> <li>行政における<b>データ行動原則の構築</b> ①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用</li> <li><b>プラットフォームとしての行政</b>が持つべき機能</li> </ul>	
	組織 { 行政 民間	社会実装・業務改革 デジタルツインの視点で ビジネスプロセスの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映</li> </ul>	
	ルール { データ ガバナンス 連携 ルール	トラストの枠組み整備 トラストの要素（意思表示の証明、発行 元証明、存在証明）を整理	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>トラスト基盤の構築（認定スキームの創設）</b> 【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】</li> <li><b>トラスト基盤構築に向けた論点整理</b> (トラスト基盤の創設[各プレイヤーの役割の明確化]、認定基準、国際的な相互承認 等)</li> </ul>	
	連携基盤 (ツール)	プラットフォームの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のプラットフォームにおける 検討すべき項目の洗い出し (官民検討の場、ルール、ツール等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携に必要な<b>共通ルールの具体化、ツール開発</b></li> <li>データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルールの整理 (意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入/ロックイン防止 等) 【デジタル庁と知財本部事務局は、2021年末までにガイドライン策定】</li> <li><b>重点的に取組むべき分野(健康・医療・介護、教育、防災等)のプラットフォーム構築</b> 【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年までに実装を目指す】</li> <li><b>データ取引市場のコンセプトの提示</b></li> </ul>	
	データ	ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ベース・レジストリの指定</b> (法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等)</li> <li><b>ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討</b> 【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】</li> <li><b>データマネジメントの強化/オープンデータの推進</b></li> </ul>	
	利活用環境	引き続き検討すべき事項 データ利活用の環境整備 民間保有データの 活用の在り方 人材/国際連携/インフラ	デジタルインフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算インフラ (富岳等コンピューティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備</li> </ul>
インフラ		人材・組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置</li> </ul>	
		セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築</li> </ul>	
		国際展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおける<b>DFFTの推進</b> (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ)</li> <li><b>G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】</b></li> </ul>	

## 2 オープンデータ取組の全体状況

## 2 オープンデータに取り組む地方公共団体数の推移

- 官民データ活用推進基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする」と記載。
- 令和4年1月12日時点の取組率は、**約68% (1,220/1,788自治体)**。

### 地方公共団体のオープンデータ取組済み（※）数の推移



※ 自らのホームページにおいて「オープンデータとしての利用規約を適用し、データを公開」又は「オープンデータであることを表示し、データの公開先を提示」を行っている都道府県及び市区町村。



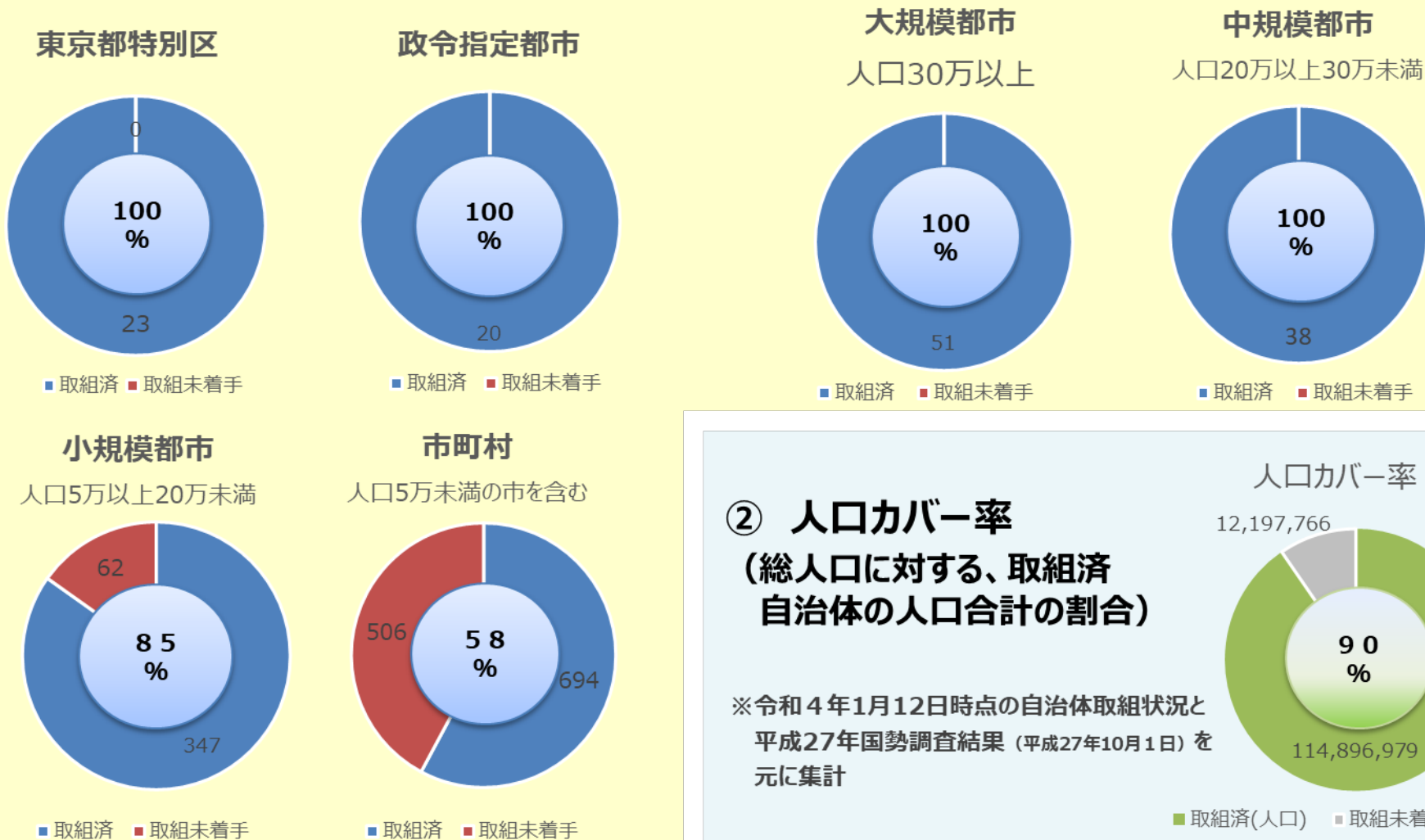
## 2 市区町村の人口規模別オープンデータ取組率・人口カバー率

### ● 全国の市区町村を対象に集計

#### ① オープンデータ取組率（各分類における、総自治体数に対する取組済自治体数の割合）

※令和4年1月12日時点の自治体取組状況を元に集計

※大規模市・中規模市・小規模市・市町村の分類については、平成27年国勢調査結果（平成27年10月1日）を利用



# 3 R2年度アンケート実施結果

3.1 実施概要

3.2 結果（一部）

## 3.1 実施概要

- これまでに、地方公共団体がオープンデータに取り組む際の課題の抽出、及びオープンデータ取組促進に向けた効果的な支援策の検討等に役立てることを目的とし、平成28年度と平成30年度の2回に渡り、地方公共団体へのアンケート調査を実施した。
- 前回アンケート実施から2年が経過していることから、地方公共団体におけるオープンデータ取組の最新状況を把握すると共に、最新の課題抽出及び地方公共団体の取組促進に向けたより効果的な支援策等の検討を進めるため、改めて地方公共団体へのアンケート調査を実施。

### アンケートの実施概要

アンケートのテーマ	オープンデータの実施状況に関するアンケート
対象組織	全都道府県及び市区町村（1,788団体）
実施期間	令和2年11月中旬 ～ 令和2年12月中旬
アンケート項目の考え方	① H28・30年度のアンケート項目をベースとして、オープンデータの実施に関する項目を検討 ② 今後のオープンデータ利活用を含めて「オープンデータの質の評価」に関する項目を追加
回答数	1715団体（約96%）

3.2 [No.11]オープンデータに取り組むにあたっての（未着手の団体の場合、着手することを含む） 貴団体の課題や問題点について、優先度の高いものを5つまで選択してください。（回答団体数：1714）

選択式課題の全自治体合計

順位	[No.11]課題や問題点（複数選択式）	回答数	比率
1	オープンデータを担当する人的リソースがない	935	53.7%
2	オープンデータの効果・メリット・ニーズが不明確	841	48.3%
3	オープンデータの利活用が進まない	466	26.8%
4	オープンデータにどう取組んで良いか分からない	442	25.4%
5	自団体にオープンデータの知識がある職員がいない	436	25.0%
6	オープンデータとして出すデータと出さないデータの仕訳、判断ができない	405	23.3%
7	オープンデータを開始した後の業務プロセスが不明	404	23.2%
8	業務量の増加が予想されるため、導入できていない	390	22.4%
9	原課の理解が得られない	361	20.7%
10	統括する部門がない	324	18.6%
11	予算がない	279	16.0%
12	セキュリティ・権利関係が不明瞭	174	10.0%
13	機械判読に適したデータを用意できない	173	9.9%
14	地方公共団体内部の合意形成が得られない	85	4.9%
15	他の地方公共団体と連携できない	64	3.7%
16	課題や問題点はない	45	2.6%
17	その他	35	2.0%
18	オープンデータとして、出たくないデータがある	29	1.7%
19	首長の理解が得られない	8	0.5%

取組率が68%に達したが、ほぼ半数の自治体がリソース不足を訴え、あるいは効果やメリットを感じていない



一律ではない、実状に応じた進め方が必要

## 4 オープンデータの意義と定義

## 4.1 地方公共団体におけるオープンデータ推進の意義

### 国が掲げるオープンデータ取組の意義

1. **国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決**、経済活性化
2. 行政の高度化・効率化
3. 透明性・信頼性の向上



地方公共団体においては  
**地域の課題を解決する**  
という視点が重要

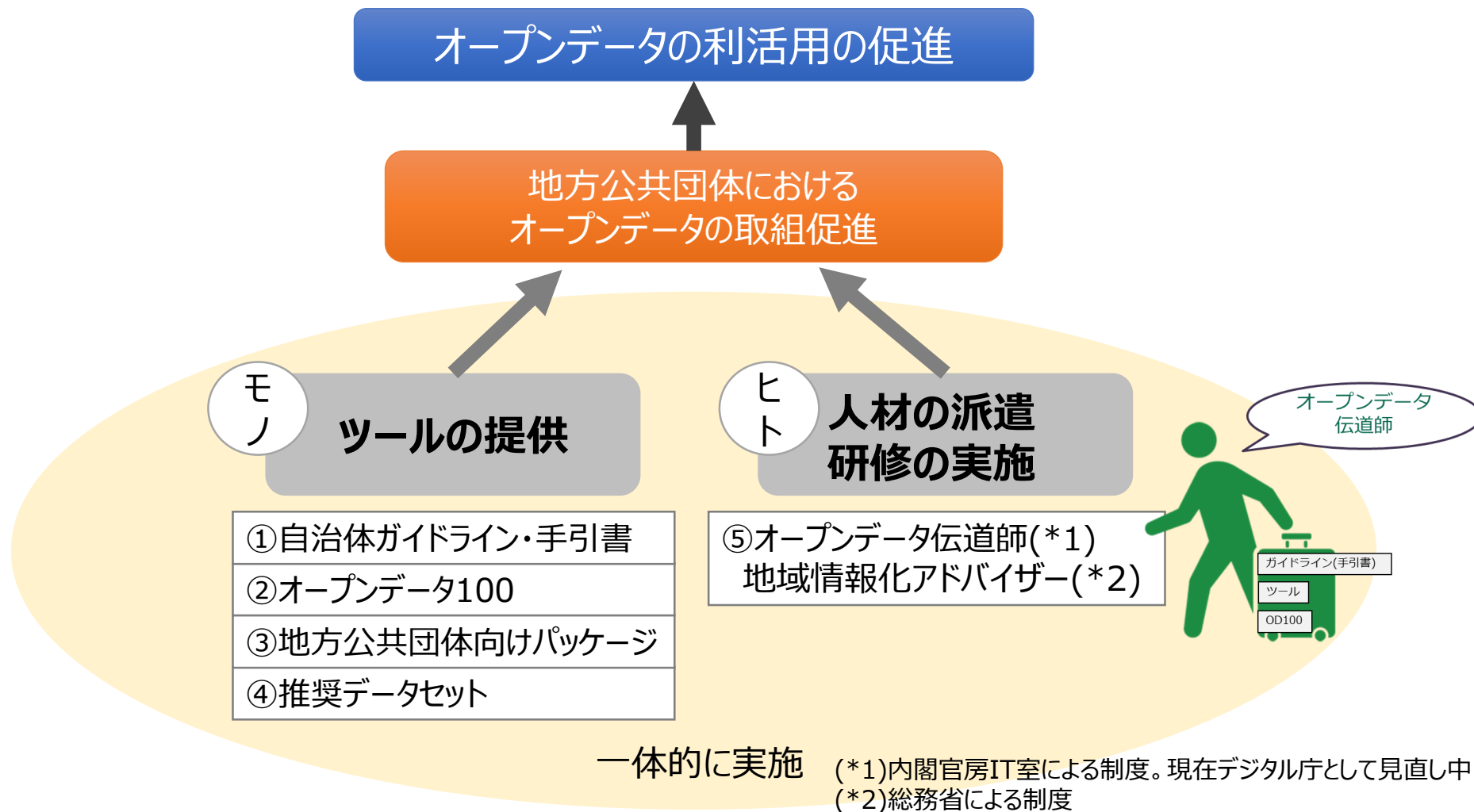
## 4.2 オープンデータの定義

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの

## 5 オープンデータ伝道師

## 5 地方公共団体の取組支援

地方公共団体が保有するデータを活用することで、官民協働による公共サービスの提供、地域経済の活性化、行政の高度化・効率化に加え、地域課題の解決等につながることを期待されており、政府は地方公共団体による取り組みを積極的に支援している。





## 5 ⑤オープンデータ伝道師

- 内閣官房IT総合戦略室(\*1)では、オープンデータに造詣の深い有識者を「オープンデータ伝道師」として任命し、地方公共団体に派遣しています。

### ■オープンデータ伝道師一覧（23名）

主な活動地域	氏名	所属団体等	主な活動地域	氏名	所属団体等
北海道地方	山形 巧哉	北海道森町役場	関東地方	渡辺 智暁	慶應義塾大学大学院
北海道地方	丸田 之人	室蘭市役所	北陸地方	福野 泰介	Jig.jp
東北地方	藤井 靖史	Code for AIZU	北陸地方	福島 健一郎	Code for Kanazawa
東北地方	米田 剛	NPO法人地域情報化モデル研究会	東海地方	浦田 真由	名古屋大学
関東地方	越塚 登	東京大学	東海地方	市川 博之	Code for Japan
関東地方	庄司 昌彦	OKFJ	近畿地方	新井 イスマイル	奈良先端科学技術大学院大学
関東地方	関 治之	Code for Japan	近畿地方	松崎 太亮	神戸市役所
関東地方	村上 文洋	VLED	中国地方	野田 哲夫	島根大学
関東地方	太田垣 恭子	ANNAI株式会社	中国地方	大島 正美	一般社団法人データクレイドル
関東地方	川島 宏一	筑波大学	九州地方	牛島 清豪	Code for Saga
関東地方	下山 紗代子	Code for YOKOHAMA	九州地方	東 富彦	(公財)九州先端科学技術研究所
関東地方	東 修作	OKJP			

(\*1)現在デジタル庁として見直し中

# 5 オープンデータ推進 今後の進め方について（案）

## 地方公共団体

### 1.自治体の取組の質を測る評価指標の策定と運用イメージの整理

- これまで取組自治体数増を主眼としてきたが、今後は質の改善にシフトし、データの利活用を推進する。指標は自己評価で自律的にレベルアップできる方式とする

### 2.伝道師会の役割見直し、自治体向けオープンデータ研修スキームの整理

- 講師派遣の担い手から、オープンデータ施策のアドバイザー機関に位置づけ
- 伝道師会や中間支援組織と連携した自治体向け研修の実施

## 省庁・民間分野

### 3.民間データのオープンデータ化の検討

- 公共性の高い民間データ、及びその利活用事例について調査を行う

### 4.オープン・バイ・デフォルトの促進

- プロジェクトレビュー時のチェックリストにオープンデータ化に必要な観点を具体的に記述